

## 令和7年度 第3回東御市人権尊重のまちづくり審議会次第

日 時 令和8年2月17日(火)  
午前10時00分～11時30分  
場 所 東部人権啓発センター  
3階大会議室

- 1 開 会
- 2 委員の委嘱
- 3 あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 会議事項
  - (1) 東御市人権施策の基本方針・基本計画(案)について
  - (2) 東御市人権施策の基本方針に係る答申(案)について
- 6 その他
- 7 閉 会

東御市人権尊重のまちづくり審議会委員・幹事名簿（任期：R7.4.1～R9.3.31）

○審議会委員(13名)

氏名	現職名	備考
富岡 茂樹	人権同和教育指導委員会会長	
荻原 輝久	人権擁護委員	
小林 和彦	北御牧中学校長	
西藤 千代子	部落解放同盟東御市協議会長	
鳴澤 恵美子	部落解放同盟東御市協議会書記長	
傳田 彰	企業人権同和教育連絡協議会長	
阿部 貴代枝	民生・児童委員協議会副会長	R7.12.1から
高見沢 心	身体障害者福祉協会会計 兼 総務部長	
小林 峯雄	シニアクラブ連合会長	
野中 祐司	市PTA連合会会長 北御牧中学校PTA会長	
三縄 雅枝	識見を有する者	女性人財バンク
原澤 利明	公民館長	
山口 千春	教育長	

○審議会幹事(12名)

氏名	現職名	備考
小松 信子	市民生活部長	
中村 昌彦	企画振興部長	
寺田 嘉彦	健康福祉部長	
滝澤 嘉紀	教育委員会教育次長 兼 教育部長	
柳橋 智	企画振興部 地域づくり支援課長	
岩下 雄司	市民生活部 生活環境課長	
正村 宣広	市民生活部 人権同和政策課長	
小林 裕次	健康福祉部 子ども家庭支援課長	
掛川 一郎	健康福祉部 福祉課長	
小宮山 久美	健康福祉部 健康推進課長	
土屋 岳史	教育委員会 教育課長	
春原 和美	教育委員会 保育課長	

○審議会庶務(5名)

氏名	現職名	備考
池田 恵子	人権同和政策課 人権同和政策係長 教育課 学校人権同和教育係長	
小山 博志	人権同和政策課 人権同和政策係主査 教育課 学校人権同和教育係主査	
堀口 さやか	人権同和政策課 人権同和政策係主任 教育課 学校人権同和教育係主任	
岡澤 健一	人権同和政策課 人権同和政策係人権同和教育指導員 教育課 学校人権同和教育係指導主事	
鳴沢 佳奈子	人権同和政策課 人権同和政策係員 北御牧人権啓発センター館長	

○東御市人権尊重のまちづくり条例

平成16年12月28日

条例第185号

改正 令和3年3月30日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等であることを保障している日本国憲法の理念及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとする世界人権宣言の精神並びに部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他の差別の解消を目的とした法律の趣旨にのっとり、あらゆる人権問題を解決するため、部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての取組みを推進する施策の基本となる事項を定め、もって差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、市行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の環境づくり並びに人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

2 市は、人権施策を推進するにあたっては、国、県及び関係団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、人権意識の向上に努めるとともに、市が行う人権施策に協力しなければならない。

(基本方針)

第4条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の基本理念

(2) 教育啓発その他の人権に関する意識の高揚に関すること。

(3) 相談に的確に応ずるための体制に関すること。

(4) 部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての課題ごとの施策に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりのために必要な事項

3 市長は、基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、次条第1項の規定により設置される東御市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更等について準用する。

(人権尊重のまちづくり審議会)

第5条 基本方針その他人権施策について調査審議し、及び推進するため、東御市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織し、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 東御市特別職の職員等の給与に関する条例(平成16年東御市条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和3年3月30日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

○東御市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成16年12月28日

規則第107号

改正 平成21年3月31日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、東御市人権尊重のまちづくり条例（平成16年東御市条例第185号）第5条第6項の規定により、東御市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第4条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(守秘義務)

第5条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部人権同和政策課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第7号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。